

株主各位

第 31 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

平成 30 年 10 月 10 日

株式会社アルデプロ

目次

6. 会社の体制および方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	8
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	15

上記各事項につきましては、法令および定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

6. 会社の体制および方針

I 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 企業運営の基本方針

当社及び関係会社は、以下の経営理念を掲げ、すべての役員及び使用人が職務を執行するに当たっての基本方針としております。

【経営理念】 三つの豊かさの追求

- ① 経済的な豊かさ…売上高ではなく、経常利益の増加を目指します。
- ② 身体的な豊かさ…健康であることに感謝し、健康管理に留意します。
- ③ 心の豊かさ…礼節を重んじる謙虚な心、広い心、強い心。加えて、経済的・身体的豊かさのバランスを保ち、真の「心の豊かさ」を目指します。

当社及び関係会社は、この経営理念のもと、内部統制のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社及び関係会社は、今後とも、内外環境の変化に対応し、一層適切な内部統制システムの整備に努めてまいります。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、全取締役及び使用人のコンプライアンスに対する啓蒙活動について討議し、「株式会社アルデプログループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定して実行・指導する。
- ② 日常の業務執行においては、全取締役及び使用人が定められた「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に基づいた処理を実施する。
- ③ コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
- ④ コンプライアンス違反者に対しては、「就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ⑤ 代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、経営活動全般にわたる制度及び業務の執行状況について、コンプライアンス及び財務報告の信頼性の確保の観点から調査を行い、以って内部管理体制の強化及び経営効率化の増進に資することとする。
- ⑥ 当社は、社外取締役のなかから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員に指定することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に、各組織単位の詳細な保管文書一覧を定め、定期的に整備状況を精査・確認する。また、必要に

応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。

- ② 取締役及び使用人の業務執行にかかる情報については、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等について、総務主管部署が情報の統括管理を所管し、必要な研究・検討を進める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 組織横断的な組織として、代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価する。
 - ② 取締役及び管理職位にある者は、取締役会決議又は「職務権限規程」に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失発生の危険を管理する。付与された権限を越える場合は、「稟議規程」に定める決裁を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。
 - ③ 取締役及び管理者の職務の履行におけるリスク管理の基本的事項については、別に、「リスク管理基本規程」を定める。
 - ④ 総務主管部署は、情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外ともに有効かつ安心の情報管理に取り組むものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。
 - ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸として、短期経営計画に基づき毎年策定される年度計画の目標達成のために、各業務執行ラインが活動することとする。
 - ③ 日常の職務執行に際しては、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の責任者が「職務権限基準表」に定めた意思決定ルールに則り、業務を遂行することとする。
 - ④ 「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限基準表」に定めた運用基準は、規程・基準の改廃を含めて総務主管部署が所管し、日常業務における意志決定ルールの明確化と定着化を目指して、厳格な監視・指導に務める。
- (5) 関係会社の取締役、執行役、業務を執行する社員（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制及び当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他の当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は関係会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社とのシナジーが最大限に発現されるように「関係会社管理規程」を制定し、これに基づき関係会社に対し報告を求め、適切な管理を行う。

(6) 関係会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

前条の体制に併せ、「リスク管理基本規程」その他の関連規程に則り、当社リスク管理委員会にて問題を把握し、リスク発生の未然の防止、事故発生の場合の対応及びその改善等総合的なリスクマネジメントを行う。

(7) 関係会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の内部監査部門は、関係会社の監査役又は担当部門等と連携して定期的な内部監査を行う。関係会社にコンプライアンス担当者を置き、関係会社の監査役又は担当部門等及び当社の内部監査部門とも連携のうえ、「コンプライアンス・マニュアル」に則り、当社及び関係会社の全取締役及び従業員に法令遵守の重要性を周知させる。
- ② 当社及び関係会社のコンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専任部門及びスタッフ（以下、「使用人等」という。）は、内部監査部門に兼務させる。

(9) 前条の使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前条の使用人等の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ② 前項の使用人等の職務遂行の評価については、監査等委員の意見を聴取するものとする。
- ③ 内部監査部門は、いずれの部門にも属さず、代表取締役社長直轄の部門とする。

(10) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む。）が監査等委員又は監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会の他、重要な意志決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議又は委員会に出席することができる。
- ② 監査等委員には、主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、又は、要請があれば直ちに資料等が提出され、担当者に報告を求めることができる。

- ③ 監査等委員は、定期的に取り締役・監査等委員連絡会を開催し、更に、必要に応じ随時業務執行状況の報告を関係者に求めることができる。
- ④ 当社及び関係会社のコンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

(11) 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前条の報告者に対して、「株式会社アルデプロググループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」等に則り、当該報告をしたことを理由として、その者に不利な取扱いをすることを排除し、その旨を当社及び関係会社の役職員に周知徹底する。

(12) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用については、「監査等委員会監査等基準」に則り予算を計上する。監査等委員が緊急または臨時に支出した費用については、会社に償還を請求することができ、これを受けた当社は、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- ① 取締役は、監査等委員の職責、心構え、監査基準等を明確にした「監査等委員会監査等基準」を熟知するとともに、監査等委員監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査等委員監査の環境整備を行う。
- ② 監査等委員は、監査の実施に当たり、監査等委員が独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査部門、会計監査人とも相互連携する。
- ③ 監査等委員は、会計監査人との両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、四半期毎に1回及び必要により情報・意見交換等を行い、内部監査部門を含めた緊密な連携を図る。
- ④ 必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ① 当社及び関係会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「株式会社アルデプロググループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り行動する。
- ② 反社会的勢力に関する対応については、自治体及び警察をはじめとする外部専門機関との密な連携を図り、不測の事態に備える体制を整えることとする。

(15) 財務報告の信頼性を確保するための体制)

- ① 当社及び関係会社は金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適正に行うため「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に関する実施基準」に準じて、また「内部統制規程」に則り、内部監査部門が整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

II 株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はございません。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

日本住宅開発特定目的会社、合同会社中央マネジメント、合同会社TSM147（匿名組合）、合同会社弥生マネジメント

当連結会計年度において合同会社Formula（匿名組合）は清算手続きに入り、重要性が低下したため連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、日本住宅開発特定目的会社が発行する劣後性優先出資を当社が引受け、当社の引受比率が過半数となったため、同社を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において合同会社中央マネジメントおよび合同会社弥生マネジメントの出資持分の全額を取得し連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度に合同会社TSM147（匿名組合）へ匿名出資を行い、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称

東京房屋仲介股份有限公司
株式会社スリーエー
南青山キャピタル匿名組合
株式会社アルデプロ分割準備会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称

東京房屋仲介股份有限公司
株式会社スリーエー
南青山キャピタル匿名組合
株式会社アルデプロ分割準備会社

持分法の適用範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

日本住宅開発特定目的会社の決算日は9月30日であり6月30日で実施した仮決算に基づく決算数値により連結しております。合同会社中央マネジメントおよび合同会社弥生マネジメントの決算日は6月30日であり同日で実施した決算に基づく決算数値により連結しております。合同会社TSM147（匿名組合）の決算日は12月31日であり、6月30日に実施した仮決算に基づく決算数値に

より連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

販売用不動産信託受益権

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

機械装置及び車両運搬具 2年～5年

その他 5年～8年

② 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象消費税額等は当期の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

現金及び預金	836,858千円	(帳簿価額)
販売用不動産	18,212,818千円	(帳簿価額)
販売用不動産信託受益権	11,362,127千円	(帳簿価額)
計	30,411,804千円	(帳簿価額)

短期借入金	12,276,000千円
1年内返済予定の長期借入金	4,347,960千円
長期借入金	233,771千円
社債	4,840,000千円
計	21,697,731千円

2. 有形固定資産の減損損失累計額 3,540千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,272千円

4. ノンリコース債務

(1) ノンリコース債務

短期借入金	9,990,000千円
社債	4,840,000千円

(2) ノンリコース債務に対応する資産

現金及び預金	570,241千円
販売用不動産	8,021,990千円
販売用不動産信託受益権	11,362,127千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	277,657,459	57,142,800	—	334,800,259
A種優先株式	2,674	—	—	2,674
E種優先株式	138,822	—	—	138,822
合計	277,798,955	57,142,800	—	334,941,755
自己株式				
普通株式	7,012,932	1,910	—	7,014,842
合計	7,012,932	1,910	—	7,014,842

(注) 普通株式の当連結会計年度増加株式数57,142,800株は、第三者割当増資(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行による増加であります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年10月26日 定時株主総会	普通株式	270,644	利益 剰余金	1.00	平成29年7月31日	平成29年10月27日
平成29年10月26日 定時株主総会	A種優 先株式	4,011	利益 剰余金	1,500.00	平成29年7月31日	平成29年10月27日
平成29年10月26日 定時株主総会	E種優 先株式	263	利益 剰余金	1.90	平成29年7月31日	平成29年10月27日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年10月25日 定時株主総会	A種優 先株式	4,011	利益 剰余金	1,500.00	平成30年7月31日	平成30年10月26日
平成30年10月25日 定時株主総会	E種優 先株式	263	利益 剰余金	1.90	平成30年7月31日	平成30年10月26日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	4,500株
------	--------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほぼすべて3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

社債は運転資金に係る資金調達であります。社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、これらの営業債務、借入金及び未払法人税等の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引については、社内規程により行わない方針であり、当連結会計年度末において、デリバティブ残高はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	1,407,539	1,407,539	—
短期借入金	(16,076,001)	(16,076,001)	—
未払金	(64,752)	(64,752)	—
未払法人税等	(173,118)	(173,118)	—
社債	(4,840,000)	(4,840,000)	—
長期借入金 (1年以内返済予定 のものを含む)	(4,581,731)	(4,575,975)	5,756

(注) 1. 負債に計上されているものにつきましては、()で表示しております。
2. 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、並びに未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金、未払金、並びに未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 1年内償還予定の社債
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債
元利金の合計金額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 短期借入金、1年内償還予定の社債、社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	16,076,000	—	—	—	—	—
社債	—	4,840,000	—	—	—	—
長期借入金	4,347,960	37,259	5,332	5,489	5,650	180,038
合計	20,423,960	4,877,259	5,332	5,489	5,650	180,038

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 13円83銭
2. 1株当たり当期純損失 4円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な訴訟の取下げ

当社は違約金支払請求訴訟を提起されておりましたが、原告が訴えの全部を取下げ、当社がこの取下げに同意し、これを平成30年9月14日付で裁判所が受理し、同日付にて訴訟が完結いたしました。

(1) 訴えが取り下げられるに至った理由

今般上記違約金支払い請求訴訟の原告より、訴えを取り下げたい旨の申し出がありました。これに対し被告である当社は、訴えの取下げに同意し、これを裁判所が受理したことを確認しました。この結果本件訴訟が完結しております。当社は、新日本実業株式会社に対し、上記訴えの取下げに際し、金員やその他の対価を一切提供しておりません。

(2) 訴えを取り下げた者の概要

- ① 商号：新日本実業株式会社
- ② 本店所在地：東京都中央区銀座6丁目6番5号
- ③ 代表者の氏名：小西洋

(3) 訴えの取下げを行った裁判所および年月日

- ① 本取下げがなされた裁判所：東京地方裁判所
- ② 裁判所の受理年月日：平成30年9月14日

- (4) 訴訟の内容
- ① 訴えの内容 違約金支払請求
- ② 訴訟の目的の価額 17億円

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

② 長期前払費用

定額法によっております。

2. 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

現金及び預金 510,254千円 (帳簿価額)

販売用不動産 17,966,109千円 (帳簿価額)

計 18,476,364千円 (帳簿価額)

短期借入金	1,500,000千円
預り金	8,634,324千円
1年内返済予定の長期借入金	4,347,960千円
長期借入金	233,771千円
計	14,716,056千円

2. 金融取引として会計処理をした資産及び負債

「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号）に準じた、金融取引として会計処理をした資産及び負債

販売用不動産	8,634,324千円
預り金	8,634,324千円

3. 有形固定資産の減損損失累計額 3,540千円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 7,272千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	287,676千円
短期金銭債務	12,860,645千円

6. 保証債務及び手形遡及債務等

(1) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

合同会社中央マネジメント	286,000千円
合同会社弥生マネジメント	500,000千円
合計	786,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（収入分）	711,146千円
営業取引（支出分）	30,000千円
営業取引以外の取引（収入分）	914,409千円
営業取引以外の取引（支出分）	595,703千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	277,657,459	57,142,800	—	334,800,259
A種優先株式	2,674	—	—	2,674
E種優先株式	138,822	—	—	138,822
合計	277,798,955	57,142,800	—	334,941,755
自己株式				
普通株式	7,012,932	1,910	—	7,014,842
合計	7,012,932	1,910	—	7,014,842

(注) 普通株式の当連結会計年度増加株式数57,142,800株は、第三者割当増資(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行による増加であります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年10月26日 定時株主総会	普通株式	270,644	利益 剰余金	1.00	平成29年7月31日	平成29年10月27日
平成29年10月26日 定時株主総会	A種優 先株式	4,011	利益 剰余金	1,500.00	平成29年7月31日	平成29年10月27日
平成29年10月26日 定時株主総会	E種優 先株式	263	利益 剰余金	1.90	平成29年7月31日	平成29年10月27日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年10月25日 定時株主総会	A種優 先株式	4,011	利益 剰余金	1,500.00	平成30年7月31日	平成30年10月26日
平成30年10月25日 定時株主総会	E種優 先株式	263	利益 剰余金	1.90	平成30年7月31日	平成30年10月26日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	4,500株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,615千円
匿名組合分配損失	130,029千円
税務上の売上認識額	2,643,830千円
たな卸資産原価	33,547千円
繰越欠損金	4,066,479千円
完全支配関係法人間取引の譲渡損益調整	2,988千円
その他	9,060千円
小計	6,898,550千円
評価性引当額	△3,296,092千円
繰延税金資産合計	3,602,457千円

繰延税金負債

税務上の売上原価認識額	△2,718,442千円
繰延税金負債合計	△2,718,442千円
繰延税金資産の純額	884,015千円

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
								千円		千円	
主要株主が議決権の過半数を有している会社等(注)3	株式会社ドラゴンパワー	東京都渋谷区	3,000	有価証券の保有、運用、管理、売買	(被所有)直接16.74%	普通社債の引受	普通社債の引受	2,250,000	—	—	
							社債利息の支払	120,688	—	—	
							資金の借入	資金の借入	8,550,000	短期借入金	3,800,000
								利息の支払	50,389	—	—
							増資の引受	増資の引受(注)2	3,999,996	—	—
								債務免除益	743,824	—	—
							業務委託	業務委託報酬の支払	30,000	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針

独立第三者間取引における取引条件を勘案のうえ、取引条件を決定しております。

2 増資の引受については、現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の方法により行っております。

3 株式会社ドラゴンパワーは当社の主要株主である秋元竜弥氏が議決権の100%を所有しております。また、同社は当社の議決権の16.74%を所有しており、影響力基準によるその他の関係会社であります。

2. 財務諸表提出会社の関連会社等

会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		千円					千円		千円
合同会社中央マネジメント	東京都日野市	100	不動産の取得、保有及び処分	(所有)直接100.0%	資金の借入(金融取引)	資金の借入(金融取引)	1,031,579	預り金	319,897
					販売用不動産の売却	売上高	711,681	—	—
					債務保証	債務保証(注)2	286,000	—	—
					担保提供	販売用不動産の担保提供	319,897	—	—
合同会社弥生マネジメント	大阪府大阪市	100	不動産の取得、保有及び処分	(所有)直接100.0%	資金の借入(金融取引)	資金の借入(金融取引)	521,799	預り金	521,799
					債務保証	債務保証(注)3	500,000	—	—
					担保提供	販売用	521,799	—	—

会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					供	不動産の担保提供			
日本住宅開発特定目的会社	東京都千代田区	3,663,100	不動産の取得、保有及び処分	(所有) 直接 53.6%	資金の借入(金融取引)	資金の借入(金融取引)	7,792,626	預り金	7,792,626
					担保提供	販売用不動産の担保提供	7,792,626	—	—
					優先出資	優先出資	1,963,000	関係会社出資金	1,963,000
合同会社 TSM147	東京都港区	4,965,978	不動産の取得、保有及び処分	(所有) 直接 99.8%	匿名組合出資	匿名組合への出資	4,955,878	関係会社出資金	4,955,878
						匿名組合分配損	424,655	—	—
合同会社 Formula	東京都港区	7,123,650	不動産の取得、保有及び処分	(所有) 直接 54.6%	匿名組合出資	匿名組合出資の返還	3,890,000	—	—
						匿名組合分配益	164,312	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針

独立第三者間取引における取引条件を勘案のうえ、取引条件を決定しております。

2 債務保証については同社の金融機関からの借入に対するものであり、保証料は受領しておりません。

3 債務保証については同社の金融機関からの借入に対するものであり、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 22円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円8銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

重要な訴訟の取下げ

当社は違約金支払請求訴訟を提起されておりましたが、原告が訴えの全部を取下げ、当社がこの取下げに同意し、これを平成30年9月14日日付で裁判所が受理し、同日付にて訴訟が完結いたしました。

(1) 訴えが取り下げられるに至った理由

今般上記違約金支払い請求訴訟の原告より、訴えを取り下げたい旨の申し出がありました。これに対し被告である当社は、訴えの取下げに同意し、これを裁判所が受理したことを確認しました。この結果本件訴訟が完結しております。当社は、新日本実業株式会社に対し、上記訴えの取下げに際し、金員やその他の対価を一切提供しておりません。

(2) 訴えを取り下げた者の概要

- ① 商号：新日本実業株式会社
- ② 本店所在地：東京都中央区銀座6丁目6番5号
- ③ 代表者の氏名：小西洋

- (3) 訴えの取り下げを行った裁判所および年月日
- ① 本取り下げがなされた裁判所：東京地方裁判所
- ② 裁判所の受理年月日：平成30年9月14日

- (4) 訴訟の内容
- ① 訴えの内容 違約金支払請求
- ② 訴訟の目的の価額 17億円